

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課	電話番号： 03-5253-8508 e-mail: g_HOB_JSK@mliit.go.jp
評価実施時期	平成21年1月26日	
規制の目的、内容及び必要性等	登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の賃貸人に対し、当該登録住宅の管理の状況について報告を求めることができるようにすることで、登録住宅が登録基準に適合しているかを都道府県知事が常時把握でき、都道府県知事が必要な助言、指導、指示を適切に行えることとなる。	
	法令の名称・関連条項とその内容	高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条、第95条
想定される代替案	報告徴収を、法令に基づかない任意の措置として実施する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	報告徴収に応じる負担が必要となるが、その費用は僅少	任意に報告徴収に応じる場合には、報告徴収に応じる負担が必要となるが、その費用は僅少
(行政費用)	特段の体制強化等を行う必要はなく対応可能なものであり、その費用は僅少	特段の体制強化等を行う必要はなく対応可能なものであり、その費用は僅少
(その他の社会的費用)	-	-
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度が円滑に実施され、より一層の高齢者の居住の安定の確保が図られる。	登録住宅の賃貸人が任意の報告徴収に応じない場合、登録制度の円滑な実施が確保されない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	登録住宅の賃貸人及び都道府県に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる登録制度の円滑な実施の確保という便益はより一層の高齢者の居住の安定の確保のためには必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回る。費用を上回る便益を確実に得られる点で、本案の方が代替案より優れている。	
有識者の見解その他関連事項	社会資本整備審議会答申「高齢者が安心して暮らし続けることができる住宅政策のあり方について」(平成21年1月)	
レビューを行う時期又は条件	附則第8条において、法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	
備考		